

第177回国会

平成23年度 地方交付税関係参考資料

総 務 省

平成23年度 地方交付税関係参考資料

目 次

一	平成23年度地方交付税総額算定基礎	(1)
二	平成23年度普通交付税の算定方法の改正案	(2)
三	平成23年度基準財政需要額及び収入額の対前年度増減見込額に関する調	(3)
四	平成23年度単位費用に関する調	(4)
五	平成23年度主要改定内容	(7)
六	平成23年度単位費用の積算に用いる統一単価等	(8)
七	平成22年度普通交付税額の決定に関する調	(13)
八	地方交付税の額の変遷に関する調	(14)
九	普通交付税の交付・不交付団体数に関する調	(15)

一 平成23年度地方交付税総額算定基礎

(単位:億円、%)

区 分	平成23年度 当初予算額	平成22年度				増 減 額		増 減 率	
		当初予算額 A	補正額 B	補正後 C	補正後 B+C	D	A-B E	A-D F	E/B (%)
国 税	所得税(A)	134,900	126,140	1,940	128,080	8,760	6,820	6.9	5.3
	酒 税(B)	13,480	13,830	-	13,830	-350	-350	-2.5	-2.5
	二 税 計(ア)	148,380	139,970	1,940	141,910	8,410	6,470	6.0	4.6
	法 人 税(イ)	77,920	59,530	15,360	74,890	18,390	3,030	30.9	4.0
	消 費 税(ウ)	101,990	96,380	5,170	101,550	5,610	440	5.8	0.4
	たばこ税(エ)	8,160	8,270	-	8,270	-110	-110	-1.3	-1.3
一 般 会 計	(ア)×32%	47,482	44,790	621	45,411	2,691	2,070	6.0	4.6
	(イ)×34%	26,493	20,240	5,222	25,463	6,253	1,030	30.9	4.0
	(ウ)×29.5%	30,087	28,432	1,525	29,957	1,655	130	5.8	0.4
	(エ)×25%	2,040	2,068	-	2,068	-28	-28	-1.3	-1.3
	小 計	106,101	95,530	7,368	102,899	10,571	3,203	11.1	3.1
	過年度精算分(9、10年度)	-	-876	-	-876	876	876	皆 増	皆 増
	過年度精算分(19年度)	-999	-	-	-	-999	-999	皆 減	皆 減
	過年度精算分(21年度)	-	-	5,758	5,758	-	-5,758	-	皆 減
	小 計(法定五税分)	105,103	94,654	13,126	107,781	10,448	-2,678	11.0	-2.5
	法定加算等	8,062	7,561	-	7,561	501	501	6.6	6.6
計	別枠の加算	12,650	14,850	-	14,850	-2,200	-2,200	-14.8	-14.8
	「地域活性化・雇用等臨時特例費」 の創設による別枠加算	-	9,850	-	9,850	-9,850	-9,850	皆 減	皆 減
	H21年度別枠加算1兆円のうちH22年度 に協議することとされていた加算	-	5,000	-	5,000	-5,000	-5,000	皆 減	皆 減
	地方の財源不足の状況等を踏まえ た別枠加算	10,500	0	-	-	10,500	10,500	皆 増	皆 増
	歳出特別枠の上乗せ分見合いの別 枠加算	2,150	0	-	-	2,150	2,150	皆 増	皆 増
	臨時財政対策特例加算額	38,154	53,880	-	53,880	-15,726	-15,726	-29.2	-29.2
計 (一般会計繰入れ)	163,969	170,945	13,126	184,072	-6,977	-20,103	-4.1	-10.9	
特 別 会 計	返 還 金	0	2	-	2	-2	-2	-99.9	-99.9
	特別会計借入金	-	-	-	-	-	-	-	-
	特別会計借入金償還額	-1,000	-	-	-	-1,000	-1,000	皆 増	皆 増
	借入金等利子充当分	-4,361	-5,712	-	-5,712	1,351	1,351	-23.7	-23.7
	剰余金の活用	5,000	3,700	-	3,700	1,300	1,300	35.1	35.1
	前年度からの繰越金	10,126	-	-	-	10,126	10,126	皆 増	皆 増
	翌年度への繰越金	-	-	-10,126	-10,126	-	10,126	-	皆 減
	計	173,734	168,935	3,000	171,936	4,799	1,798	2.8	1.0
地 方 交 付 税	合 計	173,734	168,935	3,000	171,936	4,799	1,798	2.8	1.0
	内								
	普通交付税	163,309	158,797	2,820	161,618	4,512	1,691	2.8	1.0
特別交付税	10,424	10,138	180	10,318	286	106	2.8	1.0	

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。

二 平成23年度普通交付税の算定方法の改正案

- (1) 平成23年度から平成25年度までの間における措置として「雇用対策・地域資源活用推進費」を設けること。
- (2) 少子・高齢社会に対応した地域福祉施策の充実、障害者の自立支援、高齢者の医療の確保、国民健康保険の財政基盤の強化のための措置、子育て支援施策の充実、自殺予防等に要する経費の財源を措置すること。
- (3) 特別支援教育の充実、図書館施策の充実、教育情報化対策、私学助成の充実等教育施策に要する経費、地方公共団体における情報化施策等の推進に要する経費の財源を措置すること。
- (4) 地方再生に要する経費、住民の生活に直結する公共施設の整備及び維持管理に要する経費、観光立国推進対策、治安維持特別対策、消防救急業務に要する経費の財源を措置すること。
- (5) 環境と調和した循環型社会の形成に向けて、自然環境の保全、廃棄物の発生抑制や再利用の促進、地球温暖化対策事業等に要する経費の財源を措置すること。
- (6) その他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方公共団体の行政水準の確保のために必要となる経費の財源を措置すること。
- (7) 臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすること。

三 平成23年度基準財政需要額及び収入額の対前年度増減見込額に関する調

(単位：億円)

区 分		道府県	市町村	合 計
基 準 財 政 需 要 額	1 個別算定経費 (2～4及び6を除く)	△386	2,184	1,798
	2 地方再生対策費	△372	△600	△972
	3 雇用対策・地域資源 活用推進費	2,157	2,163	4,320
	4 雇用対策・地域資源 活用臨時特例費	△2,160	△2,164	△4,324
	5 包括算定経費	54	△39	15
	6 公 債 費	392	293	685
	7 小 計	△315	1,837	1,522
	8 臨時財政対策債振替額	△8,999	△3,993	△12,992
	需要増減見込額(7-8)(A)	8,684	5,830	14,514
	22年度需要額 (B)	171,580	199,599	371,179
増減率 (A)/(B)	5.1%	2.9%	3.9%	
基 準 財 政 収 入 額	収入増減見込額 (C)	6,021	2,372	8,393
	22年度収入額 (D)	86,618	125,460	212,078
	増減率 (C)/(D)	7.0%	1.9%	4.0%
財 源 不 足 額	増減見込額(A)-(C) (E)	2,663	3,458	6,121
	22年度財源不足額 (F)	84,962	74,139	159,101
	増減率 (E)/(F)	3.1%	4.7%	3.8%

- (注) 1. 本表は、平成22年度当初算定における財源不足団体を基礎に作成している。
 2. 平成22年度当初算定に対する増減見込額であり、精査の結果異動することがある。
 3. 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。

四 平成23年度単位費用に関する調

1 道府県分

(1) 個別算定経費

(単位：円、%)

区	分	平成23年度 単位費用 (A)	平成22年度 単位費用 (B)	(A)-(B) (C)	伸び率 (C)/(B)×100	
一	警察費	警察職員数	8,875,000	9,191,000	-316,000	-3.4
二 土 木 費	1 道路橋りょう費	道路の面積	161,000	153,000	8,000	5.2
		道路の延長	2,075,000	2,167,000	-92,000	-4.2
	2 河川費	河川の延長	173,000	180,000	-7,000	-3.9
	3 港湾費	港 係留施設の延長	29,300	30,500	-1,200	-3.9
		湾 外郭施設の延長	6,110	6,130	-20	-0.3
		漁 係留施設の延長	11,900	12,700	-800	-6.3
		港 外郭施設の延長	6,040	6,070	-30	-0.5
4 その他の土木費	人 口	1,640	1,760	-120	-6.8	
三 教 育 費	1 小学校費	教職員数	6,614,000	6,755,000	-141,000	-2.1
	2 中学校費	教職員数	6,677,000	6,807,000	-130,000	-1.9
	3 高等学校費	教職員数	7,199,000	7,475,000	-276,000	-3.7
		生徒数	68,000	68,100	-100	-0.1
	4 特別支援学校費	教職員数	6,496,000	6,706,000	-210,000	-3.1
		学級数	2,405,000	2,543,000	-138,000	-5.4
	5 その他の教育費	人 口	1,860	1,920	-60	-3.1
	公立大学等学生数	243,000	248,000	-5,000	-2.0	
	私立学校等生徒数	262,900	258,400	4,500	1.7	
四 厚 生 労 働 費	1 生活保護費	町村部人口	8,170	7,430	740	10.0
	2 社会福祉費	人 口	11,600	10,800	800	7.4
	3 衛生費	人 口	12,500	12,200	300	2.5
	4 高齢者保健福祉費	65歳以上人口	51,400	49,200	2,200	4.5
		75歳以上人口	101,000	97,400	3,600	3.7
5 労働費	人 口	565	607	-42	-6.9	
五 産 業 経 済 費	1 農業行政費	農家数	120,000	117,000	3,000	2.6
	2 林野行政費	公有以外の林野の面積	5,110	4,970	140	2.8
		公有林野の面積	15,800	15,200	600	3.9
	3 水産行政費	水産業者数	335,000	313,000	22,000	7.0
4 商工行政費	人 口	2,290	2,340	-50	-2.1	
六 総 務 費	1 徴税費	世帯数	6,650	7,280	-630	-8.7
	2 恩給費	恩給受給権者数	1,201,000	1,221,000	-20,000	-1.6
	3 地域振興費	人 口	761	731	30	4.1
七	地方再生対策費	人 口	969	1,300	-331	-25.5
八	雇用対策・地域資源 活用推進費	人 口	680	—	680	皆増
	雇用対策・地域資源 活用臨時特例費	人 口	—	680	-680	皆減
九	公債費	「公債費の内訳」参照				

(2) 包括算定経費

(単位：円、%)

区	分	平成23年度 単位費用 (A)	平成22年度 単位費用 (B)	(A)-(B) (C)	伸び率 (C)/(B)×100
	人 口	12,120	12,170	-50	-0.4
	面 積	1,262,000	1,218,000	44,000	3.6

2 市町村分

(1) 個別算定経費

(単位：円、%)

区	分	平成23年度 単位費用 (A)	平成22年度 単位費用 (B)	(A)-(B) (C)	伸び率 (C)/(B)×100	
一	消 防 費	人 口	11,200	11,400	-200	-1.8
二	1 道路橋りょう費	道 路 の 面 積	82,400	83,500	-1,100	-1.3
		道 路 の 延 長	219,000	230,000	-11,000	-4.8
	2 港 湾 費	港 係留施設の延長	28,900	30,000	-1,100	-3.7
		湾 外郭施設の延長	6,110	6,130	-20	-0.3
		漁 係留施設の延長	11,900	12,600	-700	-5.6
		港 外郭施設の延長	4,400	4,710	-310	-6.6
	3 都市計画費	都市計画区域における人口	1,050	1,100	-50	-4.5
	4 公 園 費	人 口	611	635	-24	-3.8
		都市公園の面積	37,700	37,800	-100	-0.3
		5 下 水 道 費	人 口	94	100	-6
6 その他の土木費	人 口	1,880	2,010	-130	-6.5	
三	1 小 学 校 費	児 童 数	43,300	43,400	-100	-0.2
		学 級 数	916,000	930,000	-14,000	-1.5
		学 校 数	9,463,000	9,490,000	-27,000	-0.3
	2 中 学 校 費	生 徒 数	41,700	42,400	-700	-1.7
		学 級 数	1,211,000	1,215,000	-4,000	-0.3
		学 校 数	9,971,000	9,972,000	-1,000	0.0
	3 高 等 学 校 費	教 職 員 数	7,269,000	7,504,000	-235,000	-3.1
		生 徒 数	78,900	79,400	-500	-0.6
	4 その他の教育費	人 口	5,200	5,300	-100	-1.9
		幼稚園の幼児数	355,000	362,000	-7,000	-1.9
四	1 生活保護費	市 部 人 口	8,370	7,500	870	11.6
	2 社会福祉費	人 口	18,800	17,400	1,400	8.0
	3 保健衛生費	人 口	6,570	5,920	650	11.0
	4 高齢者保健福祉費	65歳以上人口	70,800	68,700	2,100	3.1
		75歳以上人口	92,000	88,400	3,600	4.1
5 清 掃 費	人 口	5,440	5,810	-370	-6.4	
五	1 農業行政費	農 家 数	90,700	94,200	-3,500	-3.7
	2 林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	285,000	266,000	19,000	7.1
	3 商工行政費	人 口	1,480	1,490	-10	-0.7
六	1 徴 税 費	世 帯 数	5,800	7,050	-1,250	-17.7
		戸 籍 数	1,550	1,630	-80	-4.9
	2 戸籍住民基本台帳費	世 帯 数	2,880	2,670	210	7.9
		3 地域振興費	人 口	2,230	2,200	30
七	地方再生対策費	面 積	1,219,000	1,217,000	2,000	0.2
		人 口	1,260	1,670	-410	-24.6
八	雇用対策・地域資源活用推進費	耕地及び林野面積	900	1,210	-310	-25.6
		人 口	526	-	526	皆 増
九	雇用対策・地域資源活用臨時特例費	人 口	-	526	-526	皆 減
		「公債費の内訳」参照				

(2) 包括算定経費

区	分	平成23年度 単位費用 (A)	平成22年度 単位費用 (B)	(A)-(B) (C)	伸び率 (C)/(B)×100
	人 口	22,500	22,410	90	0.4
	面 積	2,564,000	2,562,000	2,000	0.1

(参考) 公債費の内訳

1 道府県分

(単位:円、%)

区 分	平成23年度 単 位 費 用 (A)	平成22年度 単 位 費 用 (B)	(A)-(B) (C)	伸 び 率 (C)/(B)×100	
1 災害復旧費	950	950	0	0.0	
2 補正予算債償還費	平成10年度以前許可債に係るもの	800	800	0	0.0
	平成11年度以降同意(許可)債に係るもの	56	56	0	0.0
3 地方税減収補填債償還費	63	67	-4	-6.0	
4 地域財政特例対策債償還費	40	36	4	11.1	
5 臨時財政特例債償還費	40	36	4	11.1	
6 財源対策債償還費	58	60	-2	-3.3	
7 減税補填債償還費	68	70	-2	-2.9	
8 臨時税収補填債償還費	19	19	0	0.0	
9 臨時財政対策債償還費	68	68	0	0.0	
10 地域改善対策特定事業債等償還費	800	800	0	0.0	
11 公害防止事業債償還費	500	500	0	0.0	
12 石油コンビナート等債償還費	500	500	0	0.0	
13 地震対策緊急整備事業債償還費	500	500	0	0.0	
14 被災者生活再建債償還費	800	800	0	0.0	
15 原子力発電施設等立地地域振興債償還費	700	700	0	0.0	
16 災害復興等債利子支払費	950	950	0	0.0	

2 市町村分

(単位:円、%)

区 分	平成23年度 単 位 費 用 (A)	平成22年度 単 位 費 用 (B)	(A)-(B) (C)	伸 び 率 (C)/(B)×100	
1 災害復旧費	950	950	0	0.0	
2 辺地対策事業債償還費	800	800	0	0.0	
3 補正予算債償還費	平成10年度以前許可債に係るもの	800	800	0	0.0
	平成11年度以降同意(許可)債に係るもの	56	56	0	0.0
4 地方税減収補填債償還費	63	67	-4	-6.0	
5 地域財政特例対策債償還費	36	36	0	0.0	
6 臨時財政特例債償還費	40	36	4	11.1	
7 財源対策債償還費	58	59	-1	-1.7	
8 減税補填債償還費	89	90	-1	-1.1	
9 臨時税収補填債償還費	53	53	0	0.0	
10 臨時財政対策債償還費	68	69	-1	-1.4	
11 地域改善対策特定事業債等償還費	800	800	0	0.0	
12 過疎対策事業債償還費	700	700	0	0.0	
13 公害防止事業債償還費	500	500	0	0.0	
14 石油コンビナート等債償還費	500	500	0	0.0	
15 地震対策緊急整備事業債償還費	500	500	0	0.0	
16 合併特例債償還費	700	700	0	0.0	
17 原子力発電施設等立地地域振興債償還費	700	700	0	0.0	
18 災害復興等債利子支払費	950	950	0	0.0	

五 平成23年度主要改定内容

1 道府県分

費目等	増減需要額	主要改定内容
社会福祉費	1,080億円程度	障害者自立支援給付費負担金の増等
高齢者保健福祉費 (65歳以上人口) (75歳以上人口)	1,100億円程度	介護給付費負担金、後期高齢者医療給付費負担金の増等
雇用対策・地域資源活用推進費	2,250億円程度	創設
雇用対策・地域資源活用臨時特例費	△ 2,250億円程度	廃止

(注) 増減需要額は、平成22年度当初算定に対するものであり、精査の結果異動することがある。

2 市町村分

費目等	増減需要額	主要改定内容
生活保護費	1,120億円程度	扶助費の増等
社会福祉費	1,880億円程度	子育て支援サービス充実推進事業の算入による増等
地域振興費 (人口)	2,290億円程度	特別交付税からの移行分による増等
雇用対策・地域資源活用推進費	2,250億円程度	創設
雇用対策・地域資源活用臨時特例費	△ 2,250億円程度	廃止

(注) 増減需要額は、平成22年度当初算定に対するものであり、精査の結果異動することがある。

六 平成23年度単位費用の積算に用いる統一単価等

1 職員給与の積算に用いる統一単価等

(1) 本 俸

区 分	摘 要	道 府 県		市 町 村		
		平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	
給 料	一 般 職 員	部 長 職 (1人当たり月額)	円	円	円	円
		課 長 職)	419,300	440,600	394,600	414,600
		職 員 A)	375,300	394,400	360,300	378,600
		職 員 B)	329,400	346,100	329,400	346,100
		職 員 B)	212,600	223,400	212,600	223,400
	小 学 校 教 職 員	校 長)	448,500	460,400	—	—
		教 頭 等)	417,000	428,100	—	—
		教 諭 等)	348,300	357,600	—	—
		栄 養 教 諭 等)	285,500	293,100	—	—
		事 務 職 員)	310,100	318,300	—	—
	中 学 校 教 職 員	校 長)	450,200	461,300	—	—
		教 頭 等)	415,100	425,400	—	—
		教 諭 等)	347,600	356,200	—	—
		栄 養 教 諭 等)	288,900	296,100	—	—
		事 務 職 員)	319,500	327,500	—	—
	高 等 学 校 教 職 員	校 長)	450,400	458,200	450,300	458,100
		教 頭 等)	428,200	435,500	428,200	435,500
		教 諭 等)	345,900	351,900	345,900	351,900
		実 習 助 手)	199,800	203,200	199,900	203,300
	特 別 支 援 学 校 教 職 員	校 長)	477,700	498,400	—	—
		教 頭 等)	440,100	459,200	—	—
		教 諭 等)	345,100	357,700	—	—
		実 習 助 手)	199,800	203,200	—	—
		栄 養 教 諭 等)	259,800	269,400	—	—
事 務 職 員)		287,800	301,300	—	—	
そ の 他 の 教 職 員	教 育 長)	501,700	511,500	436,700	451,500	
	大 学 長)	587,400	583,300	—	—	
	大 学 教 授)	461,200	458,000	—	—	
	大 学 准 教 授)	359,700	357,200	—	—	
	大 学 講 師)	318,100	315,900	—	—	
	大 学 助 教)	275,200	273,300	—	—	
	幼 稚 園 長)	—	—	331,000	340,100	
	幼 稚 園 教 頭)	—	—	316,000	324,700	
	幼 稚 園 教 員)	—	—	244,700	251,500	
	警 察 職 員	警 察 官)	304,000	308,800	—	—
消 防 職 員	消 防 吏 員)	—	—	263,900	271,100	

(2) 職員手当等

区 分		摘 要	道 府 県		市 町 村	
			平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度
扶 養 手 当	一 般 職 員	(1人当たり月額)	円 11,778	円 11,778	円 10,654	円 10,654
	教 育 職 員	小 学 校 教 職 員 (")	6,421	6,537	—	—
		中 学 校 教 職 員 (")	8,854	9,014	—	—
		高 等 学 校 教 員 (")	12,170	12,170	12,253	12,253
		特 別 支 援 (") 学 校 教 職 員	6,414	6,514	—	—
		大 学 教 員 (")	9,121	9,121	—	—
		幼 稚 園 教 員 (")	—	—	2,459	2,459
	警 察 職 員	警 察 官 (")	14,148	14,148	—	—
消 防 職 員	消 防 吏 員 (")	—	—	15,523	15,523	
管 理 職 手 当	一 般 職 員	部 長 (1人当たり月額)	円 103,900	円 104,200	円 81,900	円 82,200
		課 長 (")	72,500	72,700	62,100	62,300
	義 務 教 育 職 員	校 長 (")	67,951	67,952	—	—
		教 頭 等 (")	58,790	58,786	—	—
	高 等 学 校 教 職 員	校 長 (")	68,300	70,155	68,300	70,347
		教 頭 等 (")	54,750	57,514	54,200	57,266
	そ の 他 の 教 職 員	大 学 長 (")	93,500	93,500	—	—
		大 学 教 授 (")	80,200	80,200	—	—
幼 稚 園 長 (")		—	—	53,700	53,700	
	幼 稚 園 教 頭 (")	—	—	32,700	32,700	
管 理 職 特 別 勤 務 手 当	一 般 職 員	部 長 (1人当たり年額)	円 10,000	円 10,000	円 8,500	円 8,500
		課 長 (")	8,500	8,500	7,000	7,000
	義 務 教 育 職 員	校 長 (")	7,000	7,000	—	—
		教 頭 等 (")	7,000	7,000	—	—
	高 等 学 校 教 職 員	校 長 (")	7,000	7,000	7,000	7,000
教 頭 等 (")		7,000	7,000	7,000	7,000	
時 間 外 手 当	一 般 職 員	(部長・課長を除く)(給料年額)	7/100	7/100	7/100	7/100
	教 育 職 員	学 校 栄 養 職 員 (") 及 び 事 務 職 員	6/100	6/100	6/100	6/100
	警 察 職 員	警 察 官 (")	13/100	13/100	—	—
	消 防 職 員	消 防 吏 員 (")	—	—	8/100	8/100
期 末 勤 勉 手 当	全 職 員	(給料+扶養手当月額等)	3.94月	4.13月	3.94月	4.13月

区 分		摘 要	道 府 県						市 町 村						
			平成23年度			平成22年度			平成23年度			平成22年度			
退職手当	一般職員	(給料年額)	165.6/1000			189.5/1000			209.9/1000			221.8/1000			
	義務教育職員	小学校(")	161.3/1000			150.0/1000			—			—			
		中学校(")	161.3/1000			150.0/1000			—			—			
		その他の教職員	(")	165.6/1000			189.5/1000			209.9/1000			221.8/1000		
		警察職員	警察官(")	165.6/1000			189.5/1000			—			—		
	消防職員	消防吏員(")	—			—			209.9/1000			221.8/1000			
基金負担金	一般職員	(給料総額-退職手当-共済組合負担金・年額)	1.07/1000			1.07/1000			1.20/1000			1.21/1000			
	義務教育職員	(")	0.76/1000			0.76/1000			—			—			
	高等学校教職員	教 員(")	1.05/1000			1.05/1000			1.05/1000			1.05/1000			
		事務職員(")	1.05/1000			1.05/1000			1.05/1000			1.05/1000			
	その他の教職員	教育委員会職員(")	1.07/1000			1.07/1000			1.21/1000			1.21/1000			
		大学教職員(")	1.05/1000			1.05/1000			—			—			
		幼稚園教職員(")	—			—			1.05/1000			1.05/1000			
	警察職員	警察官及び事務職員(")	3.18/1000			3.18/1000			—			—			
	消防職員	消防吏員(")	—			—			1.67/1000			1.67/1000			
共済組合負担金	地方職員共済組合	一般職員(給料年額)	短期	長期	追加費用	短期	長期	追加費用	短期	長期	追加費用	短期	長期	追加費用	
			<u>59.98</u>	<u>98.5908</u>	<u>112.9</u>	<u>59.41</u>	<u>96.3782</u>	<u>118.6</u>	<u>61.41</u>	<u>98.5908</u>	<u>59.2</u>	<u>58.70</u>	<u>96.3782</u>	<u>64.8</u>	
			1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	
			(期末手当等)	<u>47.99</u>	<u>78.8726</u>	—	<u>47.53</u>	<u>77.1026</u>	—	<u>49.13</u>	<u>78.8726</u>	—	<u>46.95</u>	<u>77.1026</u>	—
				1000	1000	—	1000	1000	—	1000	1000	—	1000	1000	—
			(公経済)	—	<u>38.5</u>	—	—	<u>34.1</u>	—	<u>38.5</u>	—	<u>34.1</u>	—	<u>34.1</u>	—
				—	1000	—	—	1000	—	1000	—	1000	—	1000	—
			消防吏員(給料年額)	—	—	—	—	—	—	<u>61.41</u>	<u>98.5908</u>	<u>59.2</u>	<u>58.70</u>	<u>96.3782</u>	<u>64.8</u>
				—	—	—	—	—	—	1000	1000	1000	1000	1000	1000
			(期末手当等)	—	—	—	—	—	—	<u>49.13</u>	<u>78.8726</u>	—	<u>46.95</u>	<u>77.1026</u>	—
				—	—	—	—	—	—	1000	1000	—	1000	1000	—
			(公経済)	—	—	—	—	—	—	—	<u>38.5</u>	—	<u>34.1</u>	—	
			—	—	—	—	—	—	—	1000	—	1000	—		
	公立学校共済組合	教職員(給料年額)	短期	長期	追加費用	短期	長期	追加費用	短期	長期	追加費用	短期	長期	追加費用	
			<u>49.70</u>	<u>98.5908</u>	<u>136.9</u>	<u>44.34</u>	<u>96.3782</u>	<u>140.4</u>	—	—	—	<u>44.34</u>	<u>96.3782</u>	<u>81.5</u>	
			1000	1000	1000	1000	1000	1000	—	—	—	1000	1000	1000	
			(期末手当等)	<u>39.75</u>	<u>78.8726</u>	—	<u>35.47</u>	<u>77.1026</u>	—	—	—	<u>35.47</u>	<u>77.1026</u>	—	
				1000	1000	—	1000	1000	—	—	—	1000	1000	—	
			(公経済)	—	<u>38.5</u>	—	—	<u>34.1</u>	—	—	—	—	<u>34.1</u>	—	
				—	1000	—	—	1000	—	—	—	—	1000	—	
			教職員(給料年額)	<u>49.70</u>	<u>98.5908</u>	<u>81.9</u>	<u>43.34</u>	<u>96.3782</u>	<u>81.5</u>	<u>49.70</u>	<u>98.5908</u>	<u>81.9</u>	<u>44.34</u>	<u>96.3782</u>	<u>81.5</u>
			(非義務制)	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
			(期末手当等)	<u>39.75</u>	<u>78.8726</u>	—	<u>35.47</u>	<u>77.1026</u>	—	<u>39.75</u>	<u>78.8726</u>	—	<u>35.47</u>	<u>77.1026</u>	—
				1000	1000	—	1000	1000	—	1000	1000	—	1000	1000	—
		(公経済)	—	<u>38.5</u>	—	—	<u>34.1</u>	—	<u>38.5</u>	—	<u>34.1</u>	—			
		—	1000	—	—	1000	—	1000	—	1000	—				
警察共済組合	警察官(給料年額)	短期	長期	追加費用	短期	長期	追加費用	短期	長期	追加費用	短期	長期	追加費用		
		<u>56.84</u>	<u>98.5908</u>	<u>95.3</u>	<u>55.76</u>	<u>96.3782</u>	<u>102.6</u>	—	—	—	—	—	—		
			1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000		
		(期末手当等)	<u>45.47</u>	<u>78.8726</u>	—	<u>44.61</u>	<u>77.1026</u>	—	—	—	—	—	—		
		1000	1000	—	1000	1000	—	—	—	—	—	—			
	(公経済)	—	<u>38.5</u>	—	—	<u>34.1</u>	—	—	—	—	—				
		—	1000	—	—	1000	—	—	—	—	—				

区 分		摘 要	道 府 県		市 町 村	
			平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度
共 済 地 方 職 員 組 合 共 済 組 合 事 務 費		(1人当たり年額)	円 240	円 240	円 10,060	円 10,040
	公 立 学 校 共 済 組 合	(")	240	240	240	240
	警 共 済 組 合 察 組 合	(")	240	240	—	—
通 勤 一 般 職 員 手 当 義 務 教 育 職 員		(1人当たり月額)	円 10,997	円 10,928	円 6,677	円 6,635
	小 学 校	(")	6,042	6,094	—	—
	中 学 校	(")	6,612	6,663	—	—
	高 等 学 校 教 職 員	教 員 (")	8,202	8,151	9,915	9,853
		事 務 職 員 (")	10,997	10,928	6,677	6,635
	特 別 支 援 学 校 教 職 員	教 職 員 (")	8,202	8,278	—	—
	そ の 他 の 教 職 員	大 学 教 員 (")	9,019	8,963	—	—
		幼 稚 園 教 員 (")	—	—	6,601	6,560
	警 察 職 員	警 察 官 (")	9,550	9,501	—	—
消 防 職 員	消 防 吏 員 (")	—	—	7,522	7,475	
住 居 一 般 職 員 手 当 義 務 教 育 職 員		(1人当たり月額)	円 4,610	円 4,733	円 3,387	円 3,526
	小 学 校	(")	4,432	4,418	—	—
	中 学 校	(")	5,032	5,113	—	—
	高 等 学 校 教 職 員	教 員 (")	5,365	5,510	3,340	3,361
		事 務 職 員 (")	4,610	4,733	3,387	3,526
	特 別 支 援 学 校 教 職 員	教 職 員 (")	5,528	5,586	—	—
	そ の 他 の 教 職 員	大 学 教 員 (")	6,978	6,877	—	—
		幼 稚 園 教 員 (")	—	—	2,521	2,453
	警 察 職 員	警 察 官 (")	3,728	3,954	—	—
消 防 職 員	消 防 吏 員 (")	—	—	4,613	4,742	

(注) 1. 管理職手当、退職手当及び基金負担金の義務教育職員には、特別支援学校の小中学部の教職員を、基金負担金の高等学校教職員には、特別支援学校の高等部の教職員を含む。

2. 警察官、高等学校及び消防学校の一般職員には、上記のほか宿日直手当が加算される。

2 職員給与費単価(一般職員分)

区 分		本 俸	扶養手当	管理職手当又は 時間外手当	管理職特別 勤務手当	期末勤勉手当	退職手当	基金負担金	共済組合 負担金	通勤手当	住居手当	計	23年度単価	22年度単価
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	千円	千円
道 府 県 分	部 長 職	5,031,600	141,340	1,246,800	10,000	2,441,870	833,230	9,690	2,012,110	131,960	55,320	11,913,920	11,910	12,680
	課 長 職	4,503,600	141,340	870,000	8,500	1,746,890	745,800	7,980	1,728,440	131,960	55,320	9,939,830	9,940	10,580
	職 員 A	3,952,800	141,340	276,700	—	1,479,750	654,580	6,460	1,508,230	131,960	55,320	8,207,140	8,210	8,770
	職 員 B	2,551,200	141,340	178,580	—	884,050	422,480	4,220	961,780	131,960	55,320	5,330,930	5,330	5,690
市 町 村 分	部 長 職	4,735,200	127,850	982,800	8,500	1,829,910	993,920	9,370	1,580,590	80,120	40,640	10,388,900	10,390	10,980
	課 長 職	4,323,600	127,850	745,200	7,000	1,603,520	907,520	8,310	1,432,860	80,120	40,640	9,276,620	9,280	9,810
	職 員 A	3,952,800	127,850	276,700	—	1,474,420	829,690	7,140	1,312,240	80,120	40,640	8,101,600	8,100	8,600
	職 員 B	2,551,200	127,850	178,580	—	879,620	535,500	4,630	838,520	80,120	40,640	5,236,660	5,240	5,550

七 平成22年度普通交付税額の決定に関する調

(単位：億円、%)

区 分	基 準 財 政 需 要 額			基 準 財 政 収 入 額			財源超過額	財源不足額	普通交付税額	普通交付税 の全体に占 める割合	
	財源不足団体	財源超過団体	計	財源不足団体	財源超過団体	計					
道 府 県	172,838	17,623	190,461	86,618	15,449	102,067	2,174	86,220	86,220	53.3	
市 町 村	大 都 市	40,522	15,057	55,579	34,396	21,013	55,409	5,956	6,126	6,126	3.8
	中 核 市	25,296		25,296	18,332		18,332		6,964	6,964	4.3
	特 例 市	14,825	290	15,115	11,614	321	11,935	32	3,211	3,211	2.0
	都 市	89,683	5,782	95,465	50,020	6,494	56,514	711	39,662	39,662	24.5
	町 村	30,642	1,030	31,672	11,209	1,286	12,495	256	19,433	19,433	12.0
	計	200,968	22,158	223,126	125,571	29,114	154,684	6,956	75,397	75,397	46.7
合 計	373,806	39,781	413,587	212,188	44,563	256,751	9,130	161,617	161,617	100.0	

- (注) 1 市町村分については、一般算定分と合併算定替分を単純に合算したものである。
 2 表示単位未満四捨五入の関係で積み上げと合計が一致しない箇所がある。

八 地方交付税の額の変遷に関する調(最近10カ年)

(単位:億円)

年 度	区 分	普通交付税	特別交付税	計
平成13年度	道府県分	108,821	1,931	110,753
	市町村分	82,467	10,278	92,745
	計	191,288	12,210	203,498
平成14年度	道府県分	106,395	1,784	108,178
	市町村分	77,327	9,943	87,270
	計	183,722	11,727	195,449
平成15年度	道府県分	98,178	1,607	99,785
	市町村分	71,677	9,231	80,908
	計	169,855	10,838	180,693
平成16年度	道府県分	91,473	1,609	93,082
	市町村分	67,895	9,225	77,119
	計	159,368	10,833	170,201
平成17年度	道府県分	90,792	1,424	92,216
	市町村分	68,655	8,716	77,371
	計	159,447	10,140	169,587
平成18年度	道府県分	84,974	1,249	86,223
	市町村分	65,434	8,296	73,730
	計	150,408	9,545	159,954
平成19年度	道府県分	80,603	1,159	81,762
	市町村分	62,301	7,965	70,265
	計	142,903	9,124	152,027
平成20年度	道府県分	80,021	1,175	81,195
	市町村分	64,795	8,070	72,865
	計	144,816	9,245	154,061
平成21年度	道府県分	80,623	1,219	81,841
	市町村分	68,087	8,274	76,361
	計	148,710	9,493	158,202
平成22年度	道府県分	86,220		
	市町村分	75,397		
	計	161,617		

- (注) 1. 再算定のあった年度については再算定後の数値による。
 2. 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。

九 普通交付税の交付・不交付団体数に関する調（最近10年間）

区 分	平成13年度			平成14年度			平成15年度			平成16年度			平成17年度			
	交 付	不交付	計													
道 府 県	46	1	47	46	1	47	46	1	47	46	1	47	46	1	47	
市	大 都 市	12	(1)	(1)	12	(1)	(1)	12	(1)	(1)	12	(1)	(1)	12	(1)	(1)
	中 核 市	27	-	12	29	-	12	33	1	13	31	1	13	31	1	14
	特 例 市	27	1	28	29	1	30	33	2	35	31	4	35	31	4	35
町	都 市	27	3	30	31	6	37	31	8	39	31	9	40	30	10	40
	村	560	42	602	550	46	596	544	46	590	547	60	607	585	65	650
村	町 村	2,505	49	2,554	2,491	52	2,543	2,456	57	2,513	2,344	61	2,405	1,591	65	1,656
	計	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
合 計	3,131	95	3,226	3,113	105	3,218	3,076	114	3,190	2,965	135	3,100	2,250	145	2,395	
合 計	3,177	(1)	(1)	3,159	(1)	(1)	3,122	(1)	(1)	3,011	(1)	(1)	2,296	(1)	(1)	
合 計	3,177	96	3,273	3,159	106	3,265	3,122	115	3,237	3,011	136	3,147	2,296	146	2,442	

区 分	平成18年度			平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度			
	交 付	不交付	計													
道 府 県	45	2	47	45	2	47	45	2	47	46	1	47	46	1	47	
市	大 都 市	11	(1)	(1)	13	(1)	(1)	12	(1)	(1)	13	(1)	(1)	18	(1)	(1)
	中 核 市	29	4	15	28	4	17	31	5	17	34	5	18	39	1	40
	特 例 市	29	7	36	28	7	35	31	8	39	34	7	41	39	1	40
町	都 市	26	13	39	29	15	44	28	15	43	26	15	41	39	2	41
	村	607	82	689	592	94	686	598	86	684	613	70	683	651	35	686
村	町 村	980	61	1,041	956	66	1,022	942	63	1,005	940	54	994	910	31	941
	計	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
合 計	1,653	167	1,820	1,618	186	1,804	1,611	177	1,788	1,626	151	1,777	1,657	70	1,727	
合 計	1,698	(1)	(1)	1,663	(1)	(1)	1,656	(1)	(1)	1,672	(1)	(1)	1,703	(1)	(1)	
合 計	1,698	169	1,867	1,663	188	1,851	1,656	179	1,835	1,672	152	1,824	1,703	71	1,774	

- (注) 1. 本表の数値は、再算定の行われた年度については、再算定によるものである。
 2. 東京都特別区は、地方交付税法第21条（都等の特例）の規定により、上段（ ）外書きとしている。
 3. 財源不足団体であっても、調整率により不交付団体となったものについては、不交付としている。
 4. 一本算定は不交付団体であるが、合併特例の適用により交付税が交付される団体は、不交付としている。